

(仮称)バリアフリーマップ等作成委託 公募型プロポーザル 実施要領

1. 業務の目的

本市では、令和4年(2022年)3月に、「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」を実現するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」を策定した。

同計画第3章「市域全体のバリアフリーに関する方針」の取組み方針2「先端技術やICTを活用したバリアフリー情報の提供」では、『当事者・利用者視点のもと、先端技術等も活用し、すべての人にとって利用しやすく分かりやすい情報の提供を推進します。』としており、高齢者、障害のある人等が利用可能な施設等を選択できるようにするために、それらの施設等が所在する場所を示したバリアフリーマップを作成することが効果的である。

このため、施設等のバリアフリー情報を調査・収集の上、冊子「(仮称)バリアフリーマップ」を当事者※視点を踏まえつつ作成するとともに、令和4年度(2022年度)より、先端技術等も活用した情報の提供に取り組むため、収集した情報について、「オープンデータ」を作成し、市民の利便性の向上と多様な個性の人々が外出する際に役立つバリアフリー情報の提供を図ることを目的とする。(※本業務における「当事者」とは障害のある人、高齢者、子育て、外国人等をいう。)

2. 業務の概要

(1)業務名

(仮称)バリアフリーマップ等作成委託

(2)業務内容

別添「(仮称)バリアフリーマップ等作成委託 仕様書」のとおり。

(3)予定契約(履行)期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日(月)まで。

(4)提案上限額

令和4年度(2022年度)は3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。
令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)の3年間では20,934,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。※ただし、令和5年度、令和6年度の予算については変更の可能性はある。

3. 担当部局所管課等

都市基盤部基盤整備課

4. 参加資格要件

(1)令和4年度の豊中市物品等入札参加資格を有すること。

(応募書類の提出期日において資格を有しない者は契約締結時までには資格を取得すること)

(2)バリアフリーマップの作成に関する業務等を受託し、完了した実績を有すること。

(3)応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者であること。

①地方自治法 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

②本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受け

ていないこと。

- ③本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ④会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑤平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4)仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるもの。

5. 日程

- | | |
|----------------|--|
| (1)実施要領等の公表 | 令和4年(2022年) 4月 22日(金)※市HPに掲載 |
| (2)参加表明書等の提出期限 | 令和4年(2022年) 5月 13日(金)17時15分必着 |
| (3)質問事項の締切 | 令和4年(2022年) 5月 13日(金)17時15分必着
※質問はメールで受け付け、質問への回答は、市HPに掲示し、個別には回答しない。 |
| (4)質問事項への回答 | 令和4年(2022年) 5月 18日(水)予定 |
| (5)提案書等の提出期限 | 令和4年(2022年) 5月 20日(金)17時15分必着 |
| (6)第一次審査 | 令和4年(2022年) 5月 23日(月)
※応募事業者が3者を超える場合のみ実施する。 |
| (7)第一次審査結果通知 | 令和4年(2022年) 5月 25日(水) |
| (8)第二次審査 | 令和4年(2022年) 6月 2日(木)予定
(プレゼンテーション)※当日の時間、場所等は第一次審査の結果通知時に別途通知する。 |
| (8)審査結果の通知 | 令和4年(2022年) 6月中旬発送予定 |
| (9)委託契約の締結 | 令和4年(2022年) 6月下旬締結予定
※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知する。 |

6. 参加申請の手続き

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印(豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ)を押印。副本は複写可。	様式1
2	業務経歴書	これまで他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績について記載すること ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、契約締結日から業務完了日までの期間とする。	様式2
3	業務実施体制表	・業務実施における統括責任者及び担当者を定め、業務実施組織図等を記入すること。	様式3
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書	・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。	様式4
5	公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書	・公募開始の日から過去3年以内の処分歴等	様式5
6	団体の概要書(企業概要等)	連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)は必ず記載すること。	任意

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

(3) 提出期限及び提出方法

参加を希望する事業者は本公募の掲示の日から**令和4年(2022年)5月13日(金)17時15分までに**、上記「5. 参加申請の手続き(1)」で示す提出書類一式を豊中市都市基盤部基盤整備課に持参または郵送により提出すること。なお、持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認すること。提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。また、参加表明の提出期限までに参加表明者が1者となった場合についても選定手続きは継続する。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 第一次審査結果の通知

本プロポーザル参加表明者が提出した各種書類に基づき第一次審査を行い、第二次審査参加の可否を決定し、令和4年(2022年)5月25日(水)(発送予定)に電子メールにて結果を通知する。なお、本プロポーザル参加表明者は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 参加の辞退

参加表明書の提出以降、本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、「辞退届(様式7)」を提

出すること。

(7) 質問の受付及び回答

「5. 参加申請の手続き」に示す手続きを行った者のうち、本実施要領等に関する質問は、質問書(様式 8)を使用又は参照し、電子メールにより事務局宛に提出すること。また、メール送信後、電話で質問書送信の旨を連絡すること。質問が無い場合も、確認のため、メールで質問が無い旨を連絡すること。なお、電話、口答等の書面以外の方法による質問は受け付けない。

①提出期限:令和4年(2022年)5月 13日(金)17時15分必着

②回答方法:提出されたすべての質問及び回答は、令和4年(2022年)5月18日(水)までに市HPに掲示し、個別には回答しない。

7. プロポーザルの手続き

企画提案を実施する者(以下「提案者」という。)は、次のとおり本案件に関する「提案書等」を提出すること。

(1) 提案書の提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案書表紙	・提案者の会社名、代表者職名、住所を記載し、押印すること。	様式6
2	企画提案書	・提案書の様式は任意であるが、その大きさ等は、原則A4縦長、両面横書きとすること。但し、A4サイズを超えるものは、A4の大きさに折り込むこと。 ・次のとおり企画提案を求める。 <項目①> 豊中市の特性を踏まえた業務実施方針 <項目②> バリアフリーマップのデザイン性、障害のある人等の当事者の意見を反映できる仕組み等(仕様書に記載された内容の具体的な実施方法を含む。)の資料を提示すること。 <項目③> 業務遂行スケジュール <項目④> (仮称)バリアフリーマップ等作成委託仕様書以外に提案者ができることを提案すること。(冊子の更新方法、オープンデータ利活用の提案、広告収入等による公費負担減の提案等)	任意
3	見積書	・見積書には、人件費、間接経費など、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。尚、参考見積りは、価格評価の対象としない。 ・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。 ・正本1部のみ提案者の代表者印(豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ)を押印。副本は複写可。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「(仮称)バリアフリーマップ等作成委託」と明記すること。	任意

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

なお、副本4部については、参加資格者が判明できる記載、表現等(商号、実印等)は黒塗りにする等により審査における匿名性を担保すること。

(3) 提出期限及び提出方法

本プロポーザルに参加する提案者は、令和4年(2022年)5月20日(金)17時15分までに、上記「7. プロポーザルの手続き(1)」で示す提出書類等一式を豊中市都市基盤部基盤整備課に持参または郵送により提出すること。なお、持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認すること。提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。また、辞退等により提出期限までに提案者が1者となった場合についても選定手続きは継続する。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

8. 審査方法

(1) 審査方法

本市職員で構成される審査委員会において、第一次審査(書類審査)、第二次審査(プレゼンテーション)を行う。

第一次審査(書類審査)は、参加申込者が3者を超える場合に実施し、各審査員が提出資料の内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、合計得点により優秀業者を3者以内に絞り込む。

第一次審査を通過した提案者に対し、提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)を行い、審査基準に基づく総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とすることもある。

(2) 審査の実施

前号に記載のとおり、審査委員会において審査を行う。第二次審査(プレゼンテーション)は、令和4年(2022年)6月2日(木)を予定日とするが詳細は第二次審査参加者に別途通知する。

① 提案内容発表(プレゼンテーション)でプロジェクター、スクリーンやパソコン(パワーポイント等)

その他の視聴覚機器等を使用する場合に必要な機器はすべて、提案者で用意するものとし、提案書と同一の資料を以て説明すること。なお準備は発表時間内で行うこと。

② 発表時間は、30分(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度)程度とする。

③ 本実施要領で規定する提出書類に対して、不足、不備等が判明した場合でも本市が補足、修正等の必要性を連絡することはない。なお、提案書類の内容について、市から質問する場合がある。その場合は、速やかに書面で回答すること。

④ 提案内容発表(プレゼンテーション)は、本業務に携わる担当者(総括責任者を含む)が行うものとし、出席者は担当者を含めて3名以内とする。

なお、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保すること。

(3) 審査項目

書類審査及びプレゼンテーションについては、別添「審査基準」の評価項目及び配点により審査する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和4年(2022年)6月中旬(発送予定)に郵送にて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を契約するものではない。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、ホームページ等により公表する。

9. 提案者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格要件」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- ④提案書類において虚偽の記載がある場合
- ⑤提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑥プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑦一団体に複数の提案をした場合
- ⑧提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑨正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑩法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑪審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑫前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会
が失格であると認めた場合

10. 契約の締結

- ①第一優先交渉権者の選定後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和4年(2022年)6月下旬の契約締結を目的に契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、詳細を協議するものとし、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。(受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)

11. 留意事項

- ①応募者は、本業務の選定結果後に本実施要領および「(仮称)バリアフリーマップ等作成委託仕様書」の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ②本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とする。
- ③審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ④応募者の申出による提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ⑥本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で豊中市長に通知すること。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- ⑦質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けない。

12. 応募先、質問先及び問い合わせ先(事務局)

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所 第二庁舎 4階)

豊中市都市基盤部基盤整備課

TEL 06-6858-2378

FAX 06-6854-0492

E-mail douro_keikaku@city.toyonaka.osaka.jp

審査基準

	審査項目	配点	備考	視点
実績等	業務経歴・担当者実績・業務実施体制	20点	<ul style="list-style-type: none"> ○同種・類似業務の実績 ○本業務を担当する体制について 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社及び担当者の類似業務の実績があり、その成果は優秀か ・会社及び担当者の体制は整っているか
提案内容等	企画提案書	10点	○提案内容の実現性について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務がオーバーワークとなっていないか ・専門技術力及び知識が充実しているか ・業務の円滑な運営が期待できるか ・高い分析能力に期待できるか ・業務実績から成果を期待できるか
		10点	○企画提案書の作成やプレゼンテーション能力及び取組み姿勢について	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の取組みにあたって意欲的であるか ・資質（熱意、表現力、理解力）は備わっているか ・質疑に対する応答が迅速かつ的確なものであるか（理解力、対応力）
		10点	○豊中市の特性を踏まえた業務実施方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・本市にとって、先進的な取組みを踏まえた提案であるか ・本市のその他の関連事業を十分理解した内容となっているか
		30点	○調査・情報収集、バリアフリーマップ、オープンデータ、協議会等の運営支援、障害のある人等の当事者意見を反映できる仕組み等の資料の提示について	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・情報収集の方法が明確であるか ・バリアフリーマップのイメージが具体的にでき、デザイン性に優れ、利用者が必要な情報を容易に取得できる工夫がされているか ・オープンデータの作成方法が明確であるか ・協議会等の運営支援に精通しているか ・障害のある人等の当事者意見を反映できる工夫がされているか ・仕様書に指定された事項について具体的な提案がなされているか
		5点	○業務遂行スケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実現が可能なスケジュールとなっているか
		5点	○仕様書以外に提案者ができる提案について	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書にとらわれない独自の考えやアイデアがあるか ・その他、市にとって有益な特徴ある内容が盛り込まれているか。
		価格	見積金額	10点
	処分歴等	減点	○公募開始の日から過去3年以内の処分歴等	提案内容等の配点の10%（7点）
	合計	100点		